

平成 2 9 年

亀山市教育委員会第 8 回臨時会会議録

亀山市教育委員会第8回臨時会会議録

1. 日 時

平成29年6月15日（木） 午前9時30分開会

2. 場 所

亀山市役所西庁舎3階 第5会議室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	井 上 恭 司
2番委員	大 萱 宗 靖
3番委員	宮 村 由 久
4番委員	太 田 淳 子

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育次長	大 澤 哲 也
教育総務室長（以下総務室長という。）	原 田 和 伸
学校教育室長（以下学校室長という。）	西 口 昌 毅
教育研究室長（以下研究室長という。）	徳 田 浩 一
生涯学習室長（以下生涯室長という。）	亀 山 隆
図書館長	井 上 香代子
教育総務室主任主査（書記）	草 川 正 富
教育総務室主任主事（書記）	三 井 直 子

6. 会議録署名者指名

1番委員（井 上 恭 司 委員）
2番委員（大 萱 宗 靖 委員）

7. 会議録の承認（3月定例会、4月定例会、第5回臨時会～第7回臨時会）
承認

8. 議事

教育長 議案第21号「亀山市学校運営協議会規則の一部改正について」
を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 （提案理由説明）

（研究室長詳細説明）

宮村委員 改定後の規則の第3条に「協議会を置くように努める」と記載
されている。これまで指定をしてきた学校運営協議会は、地域と
学校の連携が取れて非常に良いという評価を得ているが、今後亀
山市として、協議会の設置をどのように進めていくのか。努力義
務規定に留めるのか、それとも国よりさらに進んで必置規定にし
ていくのか。大事なことだと思うので教えてほしい。

研究室長 現在、学校運営協議会は、加太小学校、昼生小学校、川崎小学
校に設置されています。今後は、白川小学校、野登小学校、その
1年後に神辺小学校の指定を目指し準備を進めているところで
す。1学校1コミュニティの学校以外は、丁寧な地域関係者間で
の合意が必要なため、現状では川崎小学校以外は小規模校の指定
となっています。よって、今後についても、直ちに全校に設置す
る状況ではありません。設置できる状況の学校については積極的
に設置する考えであり、学校教育ビジョンの成果目標としては、
平成33年度までに8校を目指しています。

教育長 経過措置とは、現在指定をしている3校に、再指定までは改正
前の規則でよいという措置のことをいうと思うが、改正後の規則
に記載されている経過措置は、改正前の規則に則って指定した学
校も改正後の規則に則ると書かれている。これを経過措置という
のか理解し難い。経過措置というよりも即効措置のように感じる
がどうか。

研究室長 経過措置については、総務法制室の助言を参考に、法律・規則
等のルールに則り記載しました。ただ、改正前の規則に則り指定
した学校が本当に改正後の規則に則り指定する学校と同じように
みなすことができるかという問題があります。その問題のうち、

改正後の規則の委員の構成については、第7条第2項第5号に「当該対象学校の運営に資する活動を行う者」が追加されていますが、現在、「教育委員会が必要と認める者（大学教授等）」や「地域の住民」という区分で活動いただいている方で、第7条第2項第5号に該当する方がいらっしゃいますので、その方々を充てたいと考えています。

宮村委員 先ほど、平成33年度までにこれまで指定している学校と合わせて8校の指定を目指すとの回答があったが、このような協議会が有効な施策と考えるのであれば、設置が容易でないと回答した1学校複数コミュニティの学校への設置についても、気運上昇を図っていくことが必要である。また、改正後の規則の第3条に「教育委員会は、前条の趣旨を達成するため、その所管に属する学校ごとに、協議会を置くように努めるものとする」と記載されている。つまり、教育委員会が設置するものであることから、気運上昇も含めて今後どう考えているかを再度確認したい。

研究室長 教育委員会は、学校運営協議会の利点を考えながら対象校の設置を続けていきます。遠い目標としては、全校設置が掲げられていると思いますが、様々な状況を見ながらになると考えています。国は条文の中に、経過措置のようなものとして、5年をもって様子を見るという文を記載しており、直ちに全国の全ての学校において学校運営協議会ができるとは考えていません。亀山市としても、そのような状況を見ながら進めていきたいと考えています。

宮村委員 早期設置に伴い、財政的な支援等のインセンティブはあるのか。

研究室長 学校運営協議会の設置については、多大な財源が必要なわけではなく、学校運営の根幹に関わることであることが設置を進めていく理由だと考えています。

教育長 研究室長の回答について、若干訂正する。

学校運営協議会の設置に伴い、財政上の措置は必要である。したがって、本日この議案が可決すると、現在指定校の学校運営協議会と委託契約を締結するが、現在はそのような委託契約はされていない。この点は大きな違いである。

教育次長 現在、委託契約については、予算の配慮を行っています。その

他、現在学校運営協議会が設置されている学校については、事務職員の経費を1日4時間分負担しています。

研究室長 訂正します。学校運営協議会の設置について、全く財政的な負担が掛からないという意味ではありません。

教育長 現在の指定校について、川崎小学校であれば「亀山市立川崎小学校学校運営協議会会則」を作成しなければならなかったが、その点は規則を改正しても変わらないか。また、会則をつくる根拠はどこに記載されているのか。

研究室長 現在設置されている会則について、改正する必要があります。例えば、目的や委員の構成の部分が改正箇所にあたります。しかし、改正前及び改正後の規則ともに、会則を作成することは明記されていません。

教育次長 改正前の規則の第3条第2項に「指定を受けようとする学校の校長は、指定学校申請書(様式第1号)により教育委員会に申請するものとする」と記載されており、様式第1号「指定学校申請書」には、「添付書類 設置しようとする学校運営協議会の設置要綱及び年間活動計画案」と記載されています。したがって、各学校が会則という形で整備していると解釈しています。

教育長 では、改正の後の規則では削除されている第3条第2項は、削除してはいけないのではないか。

研究室長 その点については再度検討します。

教育長 本日は議決ではなく、保留ということでよいか。

研究室長 はい。

教育長 ほかに質問はないか。

井上委員 個人的に、コミュニティスクールのお話を聞くと、すぐに認定こども園が頭に浮かぶ。とりあえず設置できそうな箇所から設置し、それ以外はハードルが高すぎるので設置しないのが市の姿勢のような気がする。認定こども園についても、関に設置され、次に旧法務局跡地と北東に1箇所ずつと考えているようであるが、もし認定こども園が良いというのであれば、それ以外の地域にも恩恵が及ぶようにしなければならないと思う。コミュニティスクールも同様である。本当に良いものであるのか検証した上で、どの地域にも恩恵が及ぶようにしなければならない。とりあえずスタートし、現在3校となった。次に5校となり、平成33年度に

は8校となる予定である。しかし、14校全てに設置するわけではない。亀山市の子どもたちは、コミュニティスクールに通学しているという像がなかなか示されていない。認定こども園もコミュニティスクールも本当に良いものであるならば、ハードルを越えて全ての地域に恩恵が及ぶようにすればよいと思う。逆に大したことがないというのであればやめればよい。

教育長

改正後は「協議会を置く学校を指定することができる」という内容から「協議会を置くように努めるものとする」という努力義務規定になったことを、議決後の校長会で情報提供するとともに、学校運営協議会がない学校は、保護者や地域住民に意見を聞きながら、この流れを説明し、設置について考え始めるよう発信をする。また、何が理由で設置できていないのか、どこまで設置の準備が進んでいるのかについて聞き取りを行い、教育委員会としては設置するよう努力をしていきたいと考えている。その現実的な目標が平成33年度までに8校という数値である。この目標数値は、以前示していた数値よりも高くなっている。また、幼稚園については認定こども園との兼ね合いから、全ての学校及び幼稚園にコミュニティスクールを設置することは難しいと考えている。

そして、改正後の規則第3条第3項「教育委員会は、協議会を置こうとするときは、該当学校の校長、当該対象学校に在籍する児童、生徒又は幼児の保護者及び当該対象学校の所在する地域の住民の意見を聞くものとする」を記載することによって、教育委員会の業務は一定増していくことになるが、改正後は、関係者に情報等を発信していくことが大切と考えている。

太田委員

改正前の規則では第14条に基づいて指定の取消しができるが、改正後の規則では「適正な運営を確保するために必要な措置を講ずる」と記載されている。協議会の運営が適正を欠く場合、取消しはせず、例えば委員の総入替を行ってまでも継続させていくものなのか。そのような場合はどのような措置を行うのか。

研究室長

委員の委嘱及び任命は、対象学校の校長がそれらに関する意見を教育委員会に申し出て、教育委員会がそれらを行うため、校長と教育委員会が責任を共有しながら行うこととなる。したがって、仮に協議会の運営が適正を欠き、支障が出た場合も、直ちに

解散するのではなく、必要な措置を講じながら、適正な運営に戻るよう助言及び指導を行います。

教育長 改正前は取消について明示されていたが、今回は除かれた。つまり、取消を前提とせず、できる限り適正な運営に戻すための措置を講じることとなる。仮に不適切な運営が行われたとしても、教育委員会は適正な運営に戻すような指導及び助言を行うための案を持っていると思う。今後は、原因の検証も含めて、教育委員会でやっていくこととなる。

研究室長 文科省から、今回の改正について考え方が示されており、一時的には運営を停止するという措置はあるが、それぐらいに留めるべきとなっています。教育委員会の責任として、その運営協議会が存続していく措置を講じることになります。

教育長 各学校に発信し、その点について問われたとき、解説できるようにしてほしい。

大萱委員 委員の構成で、園児から幼児に改正されているが、幼児ということは園児になる前の子どもを持つ保護者も対象になったということか。

教育長 コミュニティスクールには幼稚園も含まれるため、対象の幼稚園に在園する子どもを幼児といい、その保護者という意味である。

総務室長 今回園児が幼児になった理由は、語句を整理したことから生じており、内容は改正前と変わっていません。

教育長 園児という言葉は、幼稚園及び保育園どちらに在籍していても使用することができることから、保育園に在籍している子どもと取られることがあるため、総務法制室と相談し、幼稚園に在籍する子どもという意味である幼児に改正した。

井上委員 改正前の規則第5条は意見の申出等について記載されているが、改正後は「等」が削除された。「等」の内容は、「協議会は、指定学校の運営状況等について評価を行うものとする」だと思うが、改正後は評価をしなくてよいということか。

研究室長 評価するためには協議会がどのような運営を行ってきたか把握することが必要不可欠であり、その情報を協議会からいただくという考えから、評価については、改正後の規則第6条で付加された「運営等に関する協議の結果に関する情報の提供」に含み、改

正前の規則第5条第4項は削除しています。他の自治体において、改正前の規則第5条第4項と同様の内容を記載しているところもありますが、亀山市としてはそのように考え削除しました。

宮村委員 昔はこのような法律が改正されると、地方公共団体の準則が示され、そのとおりに改正している自治体が多かったが、最近はそのようなものはないのか。

研究室長 文科省からは、「施行規則等の例」として示されています。

宮村委員 その例には、評価について記載されているということか。

研究室長 確認します。

教育長 この議案についてはここまでとし、継続審議とする。

(議案第21号は継続審議とする。)

10. 報告事項

教育長 報告事項1「教職員の総勤務時間縮減の取組について」の説明を求める。

(学校室長説明)

太田委員 12ページの(1)亀山市全体の目標と進捗管理指標の目標値について、「①全体の目標」と「②進捗管理指標と目標値」は具体的な数値が記載されているが、「③月80時間以上の時間外労働者」については具体的な削減目標の数値が示されていない。学校訪問の際、全ての学校で質問したが、月100時間以上時間外労働をしている先生が何人かいた。そのような実態は、学校訪問で質問して初めて分かった。教育委員会として、月80時間以上時間外労働をしている先生の数をつかんでいるのであれば、ある程度具体的な目標値を示してもよいのではないか。

民間企業では、従業員と36協定が結ばれており、各社で就業規則の基準がある。そのため、時間外労働をしている社員の状況をしっかり把握している。それと同じことを教職員にしてほしいとは言わないが、そのような教職員の把握と時間外勤務の削減に向けての方法や思いがはっきりしないように思うので、これぐらい削減しなさいという指導をしていないといけないと思う。

学校室長 80時間以上時間外労働を行っているのは、主に中学校の教職員であり、部活動が主な原因ではないかと思えます。また、この

数値については毎年調査をしていますが、今年度からは県へ報告することとなりました。しかし、一概に何パーセント削減するとは掲げられないため、「月80時間以上の時間外労働者の減少」と記載するに留めています。

教育長 来週から教育長訪問を行うため、その際、学校室長から時間外労働の削減について伝えることとする。

宮村委員 総勤務時間について、亀山市は県平均よりも数値が高いが、平成28年度と比較し3.2%縮減すれば県平均になるのか。もっと努力しなければ県平均に届かないのではないのか。

学校室長 3.2%縮減を実現できたとしても、県平均には届きません。

宮村委員 その差の努力はどうするのか。高いままでいくのか。

学校室長 今回初めて目標設定を行うため、その様子を見ながら検討していきます。

宮村委員 学校現場と十分協議した上でこの通知文書を作成し、5月23日付けで学校現場に通知したとのことであるが、現場の反応はどうか。

学校室長 各学校でこの通知に関して周知がされているかと思います。そのような中、中学校から、部活動の休養日については「これまでの活動を制限してしまうため困る」という声が若干出ていると聞いていますが、その後どのような話になったかについては分かりません。7月に決まった目標が提出される予定です。

宮村委員 教育委員会の本気度というのが大事になってくる。県から数値が示されたので、それに倣って縮減するというだけではなかなか浸透していかないのではないかと危惧している。

12ページの(2)市内小中学校で統一して取り組む統一項目②部活動休養日の設定について教えてほしい。「月に少なくとも4日以上休養日、及び平日の週1日の放課後部活動休養日の設定」とは土日に対外試合で出た場合は、平日を休養日とすることも可能であるということだと思うが、その際、平日を休養日とすると、平日の週1日の放課後部活動休養もクリアしてしまうということか。

学校室長 そのような場合は、平日に部活動休養日を1日設定し、さらにもう1日平日に放課後部活動休養日を設定することになります。つまり、部活を行わない日が、月に8日となるように設定すると

いうことになります。

宮村委員
教育長

近隣市町はどうしているのか。情報があれば教えてほしい。
鈴鹿市については、昨日の新聞に、県と同様3%の縮減を目標とすると載っていた。また部活動の休養日についても県と同様、1週間のうち少なくとも1日としている。

宮村委員

鈴鹿市は、部活動において鈴亀で大会等があるため、亀山市が率先して休養日を増やすと生徒に影響が出るのではないかと気になった。

教育長

鈴鹿市は部活の休養日を少なくとも週1日としており、学校によってはもっと多いところもある。また、亀山中学校では既に、今回通知した休養日を実践している。

井上委員

平成28年度と比較して、時間外労働時間を15%削減し、1人当たりの休暇取得日数を1年で1日増加させれば、総勤務時間が3.2%縮減するということか。

学校室長

そのとおりです。

井上委員

時間外労働時間を削減しなくても、休暇をたくさん取れば勤務時間が縮減され、目標を達成することが可能というのはおかしい気がする。

これは感想であるが、14ページの「平成28年度各校における月平均時間外労働時間、年間休暇取得日数、総勤務時間の実績」について、昼生小学校の月平均時間外労働時間が30.5時間となっている。単学級の学校である野登小学校、白川小学校、神辺小学校は10時間台である。また、関小学校は単学級ではないが16.3時間である。なぜ昼生小学校が多いのか。特殊事情があるのか。個人的には神辺小学校の方が多くなる気がする。

時間外労働について、中学校は部活動による時間外労働を含んでおり、小学校は部活動がないため含んでいない。中学校の時間外労働時間から部活動による時間外労働時間を引くと小学校と同じくらいの時間外労働時間となるのか。部活以外の時間外労働の内容は何なのか、どう削減していくのかの検討を並行して行わないと、多忙は解決しないと思うので、その解決もお願いしたい。

大萱委員

14ページの月平均時間外労働時間も年間休暇取得日数も1人当たりの数値と考えてよいか。年間休暇取得日数は土日を含んで

おらず、有給休暇と考えるとよい。

学校室長 そのとおりです。有給休暇として1人当たり、年次休暇12日から14日、夏季休暇5日、その他特別休暇を1日から2日取得しています。

大萱委員 有給休暇を年間20日も取得しており、取組によりさらに休むということか。

教育長 市職員は年間10日を目標に年次休暇を取得しているが、教職員は夏休みや冬休みに会議をしない期間等を設けてまとめて取ることが可能であるため、日数が多くなっている。

井上委員 14ページの月平均時間外労働時間について、例えば関小学校は1人当たり16.3時間となっている。これは、月20日働いたとすると、1日平均1時間弱となる。仮に45分としても、大して忙しくないように感じる。

大萱委員 大した時間ではないと思うが、月平均80時間を超えている教職員については、ほかの教職員と分ける必要があると思う。

井上委員 教員は時間外手当が付いていないため、時間外労働は本来は0であるべきであると考えているが、関小学校でいうと大した時間ではないし、ほかの学校も似たような数値である。

大萱委員 この数値がどこまで含まれているのかにもよる。持ち帰って仕事をする場合は、時間外労働時間に含まれていないのか。

学校室長 そのとおりです。

井上委員 それではいけない。

教育長 学校に残って行う時間外労働をA時間、家に持ち帰って行う時間外労働をB時間としているが、自己申告制である。持ち帰りの場合は、仕事以外のことをしながら仕事をしている場合もあるので数値が出せない。

大萱委員 目標数値は達成したが、仕事の忙しさは変わっていないということではいけないので、仕事をある程度減らさないといけないと思う。

教育長 教職員の働き方については、昨日の議会にて質問を受け、努力しているが結果が出ていない状況であると回答した。時代や社会からの要求が次から次へとオンされているため、簡単に労働時間を縮減することは不可能であるという思いも持っているとも答えている。また、教職員に残業手当のない代わりに4%の教職調整

額が付く法律（給特法）について、4%という数値は45年前に、当時の教員の実状から算出された数値といわれており、現在の実状に合っていないため、法律改正を県教委などに訴えていく。そうすると、時間管理を今まで以上にしっかり行わなければならない。時間外勤務は基本的に上司の許可が必要であるが、教職員はそのような管理がされていないため、80時間残業すれば給料が倍になるかもしれないが、そのようなことはそう簡単に認められないと思う。よって、その法律の教職調整手当が現在の4%から20%になれば何か変わるかもしれない。それは、残業しない人も20%付くということである。様々な課題はあるが、大きな話をすると、法律を見直す時期にきているのではないかと思う。

井上委員 個人情報や学校から持ち出さないという話があるが、テストや日誌等を持ち帰る際、校長の許可を得ているのか。

教育長 自分が校長であったときは、何を持ちかえるかを一覧表に記載し、校長や教頭に提出し押印してもらおうよう徹底していた。通知表をつける時期は、ほぼ全員提出する。

井上委員 個人的には、忙しさの原因は文科省だと思っている。時代の変化への対応かもしれないが、次から次へと新しい教育内容を打ち出す。例えば、英語をしなければ楽になる。環境教育や性の教育、人権教育の代わりに英語教育を増やすのであれば理解できるがそうではない。授業時間も、小学校は40分から45分に、中学校は45分から50分に増やしている。1日6限ある日は放課後が30分削られ、帰るのが遅くなる。そのような声が現場からなぜ出てこないのか分からない。

大萱委員 資料作成等については、パソコン等が普及したことから楽になったのではないか。

教育長 事務については、パソコンと共有データによって楽になっている。しかし、授業対応と児童生徒及び保護者対応に時間が掛かっている。何かことがあるたびに、保護者へ連絡したり家庭訪問を行ったりしている。

太田委員 先生がそのように連絡しないといけないのも分かるが、私の保護者としての経験で、必要性を感じない連絡があったことがある。

教育長 例えば、小中学校一致して「毎週水曜日の午後6時以降は閉校扱いとするため、来校や電話はご遠慮ください」という保護者宛の文書配布を行ってほしいというのであれば、教育委員会としても考えるとあってある。市役所も午後5時半を超えると窓口は基本的に閉まっている。学校も緊急時以外は来校と電話はしないようにしてほしいというのであれば、各学校から参加している衛生委員会で話し合ってもらいたいと伝えた。

大萱委員 仕事が次から次へと出てくることや、現状の時間外労働時間として挙げられている時間からも、総労働時間の縮減目標を達成するのは難しいかもしれない。
(ほかに質問はなく、報告を終わる。)

1 1. その他

総務室長 教育委員視察を6月28日、29日に予定していますので行程表をお渡しします。

1 1月7日午後三重県総合文化センター中ホールで行われる「三重の教育談義」の出欠を確認します。

6月24日午後1時半から亀山西小学校にて行われる「教育を語り合う会」の出欠を確認します。

教育長 7月定例会は7月19日(水)午後1時30分からとする。

1 2. 閉会

午後0時15分